の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図るものとする。

湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努めるものとする。

都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。

⑵　保護に関する指針の充実

近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。

こうした状況の変化に対応するために、法第28条第２項の規定に基づく鳥獣保護区の保護に関する指針及び法第29条第４項の規定に基づく特別保護地区の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努めるものとする。

２　鳥獣保護区における保全事業の推進

保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。

保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定めるものとする。

また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成することとし、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得るものとする。

なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努めるものとする。

３　環境教育等の推進

鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発信等を行うよう努めるものとする。

第六　狩猟の適正化

１　基本的な考え方

鳥獣の科学的・計画的な管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体群管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣の管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。

狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣の管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。

しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。

このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の管理を更に推進することとする。

２　狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟者団体等による狩猟者の育成によって、鳥獣保護管理事業、錯誤捕獲の防止、鉛製銃弾による汚染の防止、感染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣の保護及び管理等に関する狩猟者の知識や技術の充実、狩猟に関連するマナーの向上を図ることとする。

３　網猟とわな猟の適切な実施

網猟免許とわな猟免許について、網及びわなそれぞれの扱いについての専門性を高めることによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図る。

網及びわなは、それぞれ性質の異なった猟具で、対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるように措置するとともに、狩猟免許の取得を推進することとする。

特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や他の狩猟者に対しての周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込むこととする。

４　狩猟者の確保

これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行い、適切な予算の確保や狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟者団体等とも連携を図るものとする。

５　鳥類の鉛中毒の防止

鳥類の鉛中毒の防止を図るため、関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等、捕獲個体の適切な取扱いの普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。

第七　傷病鳥獣の取扱い

傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病鳥獣の効果的な救護に努めるものとする。

１　傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰を図るとともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づく保護増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等と連携・協力しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等に努めるものとする。

救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣の種の選定を行う等により、意義のある傷病鳥獣の救護を効率よく実施することとする。